

資料 2 - 9 一酸化炭素測定結果（平成12年度）

地域名	市町村名	測定局名	用途 地域	有効 測定 日数 (日)	測 定 時間数 (時間)	年 平均 値 (ppm)	8時間 値が 20ppm を超 えた 回数 と その 割合		日平均 値が 10ppm を超 えた 日数 と その 割合		1時間 値の 最大 値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
							(回数)	(%)	(回数)	(%)		日平均 値の2% 除外 値 (ppm)	日平均 値が 10ppm を超 えた 日 が 2日 以上 連 続 し た 事 の 有 無	○: 達成 ×: 未 達 成
北 勢	亀山市	(自)国道25号亀山	未	364	8,715	0.4	0	0	0	0	1.3	0.6	無	○
中 勢	三雲町	(自)国道23号三雲	未	364	8,716	0.5	0	0	0	0	2.2	0.9	無	○
東紀州	尾鷲市	尾鷲市役所	未	363	8,663	0.4	0	0	0	0	3.5	0.8	無	○

注1 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から2% の範囲にあるものを除外して評価しました。

但し、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合はこのような扱いはしません。

注2 環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注3 (自)国道25号亀山、(自)国道23号三雲は自動車排ガス測定局です。